

議第11号

大野郡白川村から高山市への事務の委託に関する規約の変更について

大野郡白川村から高山市への事務の委託に関する規約を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議決を求める。

平成25年2月27日提出

高山市長 國島芳明

提案理由

障がい程度区分認定審査会の名称を変更するため規約を変更しようとする。

大野郡白川村から高山市への事務の委託に関する規約の一部を改正する規約
 大野郡白川村から高山市への事務の委託に関する規約（平成16年高山市告示第142号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第1条・第5条第2項関係）			別表第1（第1条・第5条第2項関係）		
委託事務		委託費用負担割合	委託事務		委託費用負担割合
1 常備消防に関する事務から9 明治百年記念造林地造林木の管理事務までに係る部分（略）			1 常備消防に関する事務から9 明治百年記念造林地造林木の管理事務までに係る部分（略）		
10	障がい程度区分 認定審査会に関する事務	高山市障がい程度区分認定審査会の1回開催分の審査委員報酬額に、 高山市障がい程度区分認定審査会に係る事務費及び職員人件費の額 に審査会が行った審査等の総件数のうち白川村の障がい者に係るもの の件数の割合を乗じて得た額を加算した額	10	障がい支援区分 認定審査会に関する事務	高山市障がい支援区分認定審査会の1回開催分の審査委員報酬額に、 高山市障がい支援区分認定審査会に係る事務費及び職員人件費の額 に審査会が行った審査等の総件数のうち白川村の障がい者に係るもの の件数の割合を乗じて得た額を加算した額

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。